

生活困窮者自立支援制度

一人一人に合ったサポートを

生活保護に至る前の段階の困窮者の自立を支援することを目的に、生活困窮者自立支援制度が4月から始まりました。市では、生活保護を受けていない人で、生活を維持することが難しくなるおそれのある人を対象に、自立相談支援事業を中心とした4つの支援を行うための相談窓口「暮らしサポート成田」を開設します。

生活困窮者自立支援制度がスタート

皆さんは「生活困窮者」と聞いて、どのような人を想像しますか。失業後就労に至らないこと、低収入の就労、配偶者との離別や死別による収入の減少、病気、家族の介護、多重債務など「生活が苦



しい」と一言でいっても、そこに至った事情は一人一人異なり、同時にたくさんさんの困りごとを抱えている人も多くいます。

生活困窮者自立支援制度では、生活保護を受けていない人で、このように生活を維持することが難しくなるおそれのある人を対象に、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業の4つの支援を行います。

まずは相談してください 暮らしサポート成田

生活困窮者自立支援制度の中心を担うのが、自立相談支援事業です。

市では、生活全般にわたる困りごとの相談窓口として「暮らしサポート成田」を商工会館に開設しました。

経済的な問題で困っている人だけでなく、引きこもりやニートで悩んでいる人や、働いた経験がなく不安な人など、これまでの制度では支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた人にも対応します。

働きたくても働けない、住むところがないなどの悩みを抱えている人は、まずは相談してください。日時：月々金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

場所：商工会館1階
相談方法：直接または電話(☎20・3399)で相談する。窓口に来られない場合には支援員が訪問することもできます

自立に向けて個別に 支援プランを作成

「暮らしサポート成田」では、

自立に向けた支援を行うため、支援員が個別に相談を行います。

相談者と一緒に生活の状況を分析し、一人一人に合った具体的な支援プランを作成し、次の3つの支援を行います。また、いずれにも当てはまらない場合も、関係機関への仲介や必要に応じた貸し付けのあっせんを行うなど、問題の解決に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

離職により住居を失った人、または住居を失うおそれの高い人に就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。ただし、一定の資産収入などの要件を満たしている人が対象です。

就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」「ほかの人とコミュニケーションがうまく取れない」など、すぐに就労することが困難な人に6ヵ月～1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を

養いながら、模擬面接の実施や履歴書の作成の指導などの就労に向けた支援や協力事業所などでの就業機会の提供を行います。

家計相談支援事業

家計の収支など家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関への仲介などを行い、早期の生活再生を支援します。



※くわしくは、相談窓口については暮らしサポート成田(☎20・3399)、生活困窮者自立支援制度については社会福祉課(☎20・1536)へ。